大規模盛土造成地の経過観察マニュアル

令和5年12月

国土交通省

# 目 次

1	総説	1
2	経過観察の対象と経過観察頻度レベルの区分	6
	2.1 経過観察の対象	6
	2.2 経過観察対象外となる盛土	6
	2.3 経過観察頻度レベルの区分	6
	2.4 区分にあたっての留意事項	7
3	経過観察方法	8
	3.1 経過観察の種別	8
	3.2 経過観察の実施頻度	9
	3.3 定期点検	10
	(1) 盛土および擁壁の形状と構造の変化	10
	(2) 宅地地盤・擁壁・のり面の新たな変状の有無	11
	1) 滑動崩落を示唆する変状	12
	2) 滑動崩落を示唆するには至っていない変状	17
	3) 盛土の安定性に関係ない事象	18
	(3) 新たな地下水の有無	19
	(4) その他	20
	3.4 変状や湧水が認められる箇所における定期点検	21
	(1) 変状	21
	1) 変状の経時変化の確認方法	21
	(2) 湧水	22
	1) 湧水の経時変化の確認方法	22
	2) 盛土全体の安定性に関わるような排水施設の排水状況等の確認	23
	3.5 異常時点検	24
	(1) 地震時	24
	(2) 降雨時	24
4	評価	
	(1) 評価方針	25
	(2) 定期点検	26
	(3) 異常時点検	
	(4) 簡易地盤調査による盛土の硬軟・締まり具合及び地下水位の確認	28
5	記録	
	5.1 定期点検	
	(1) <b>準備段階</b>	
	(2) とりまとめ段階	
	5.2 異常時点検	

	(1) 準備段階	32
	(2) とりまとめ段階	
6	実施体制	34
7	第二次スクリーニングによって安全性の確認が完了した盛土の取り扱い	35
	(1) 地震時安全率 Fs<1 となった盛土	35
	(2)地震時安全率 Fs≧1 となった盛土	35
8	住民が行う防災活動	37

# 参考資料

経過観察カルテ

### 1 総説

第一次スクリーニングによって抽出された大規模盛土造成地を対象にして、第二次スクリーニング計画が検討され、第二次スクリーニング実施の優先度評価が行われる。優先度評価の結果、優先度ランク「高(ランク A)」に該当する盛土が多数存在する場合などは、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説(以下、ガイドライン)」の補足である「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方(以下、新たな考え方)」に基づき、早期に第二次スクリーニングを実施すべき優先度の高い盛土の選定及び優先度の精査が行われている。

これらの考え方に基づいて決定された優先順位等に従い、順次第二次スクリーニングが実施されているが、盛土の数が多い場合などは、第二次スクリーニングが完了するまでに相当な期間や多大な費用を要する場合がある。このため、第二次スクリーニングによる安全性の確認が完了していない盛土に対しては「経過観察」を実施し、第二次スクリーニングを実施するまで当面の間、安全性が確保されていることを把握する必要がある(図 1.1 参照)。さらに、第二次スクリーニングによって安全性の確認が完了した盛土についても、安全性維持の観点から、安全率の余裕度等に応じた継続的な安全性確認を行うことが望ましい。

本マニュアルは、「経過観察」を実施するための方法・頻度・体制等について、とりまとめたものである。なお、本マニュアルと同等以上の効果が期待されると判断できる場合には、 地方公共団体が、独自の方法による経過観察を行うことは差し支えない。

#### <経過観察の概要>

- 経過観察の対象は、盛土が多数となる地方公共団体における第二次スクリーニングによる安全性の確認が完了した盛土を除く、全ての大規模盛土造成地とする。実施にあたっては、第二次スクリーニングの優先度評価ランク及び該当する優先度評価指標に応じ、経過観察を実施する頻度のレベル(以降、「経過観察頻度レベル」という。)を区分することとする。(2章参照)
- 経過観察の種別は、「定期点検」「異常時点検」とし、経過観察頻度レベルに応じて実施 頻度を設定する。(3 章参照)
- 経過観察は、現地踏査による目視を基本とする。(3章参照)
- 点検結果に従い、経過観察頻度レベルの見直し等の評価を行い、その結果を宅地毎に経 過観察カルテとしてとりまとめる。(4章、5章参照)
- 経過観察の実施体制は、地方公共団体主体とするが、コンサルタント等への委託及び民間の専門家や住民との連携により実施することも可能とする。(6章参照)
- 第二次スクリーニングによって安全性の確認が完了した盛土については、安全性維持の 観点から、将来的な地下水位の変化等による安定性への影響などを検討し、検討結果に 応じた継続的な安全性確認を行うことが望ましい。(7章参照)
- 「防災安全パトロール」等の地域住民が行う防災活動は、変状・湧水の早期発見につな がるなど、防災上において非常に有効であるため推奨することとする。(8 章参照)

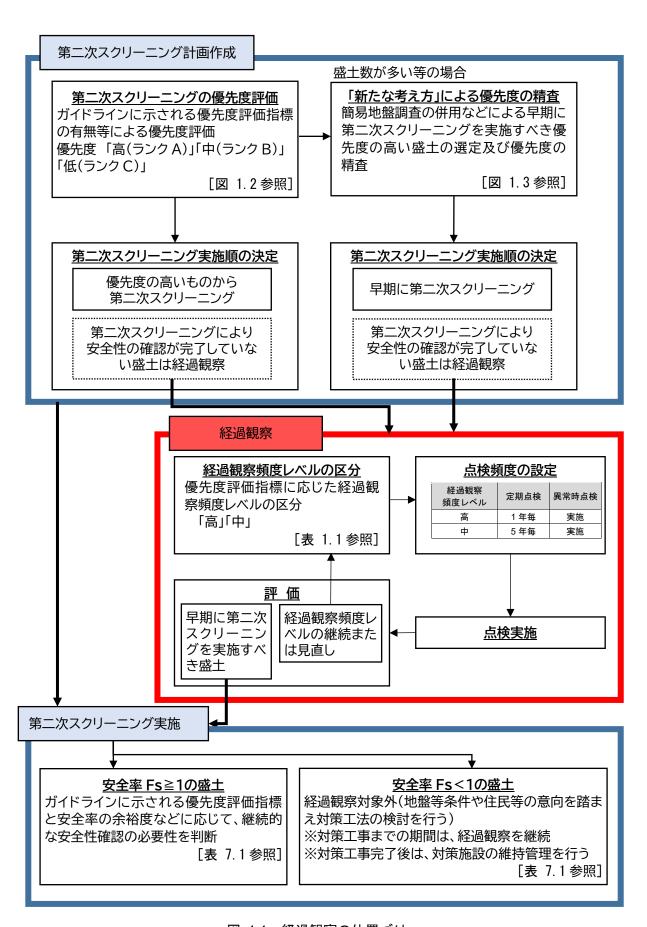


図 1.1 経過観察の位置づけ

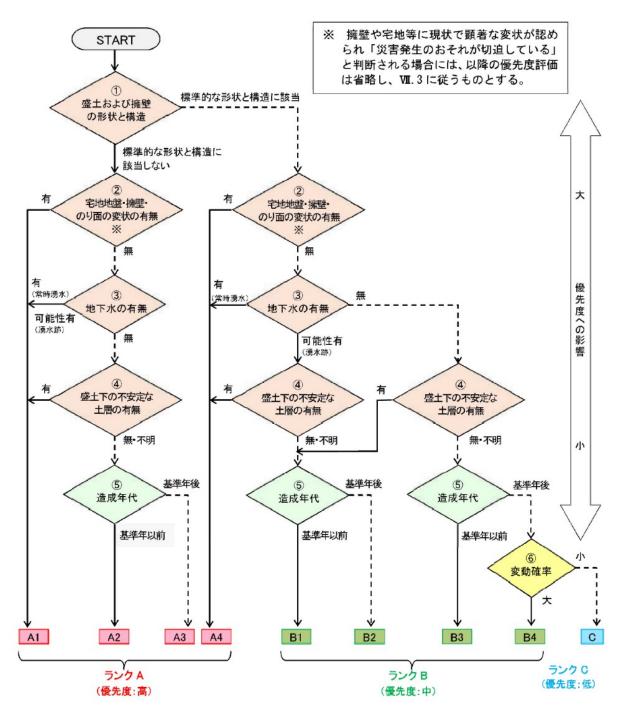
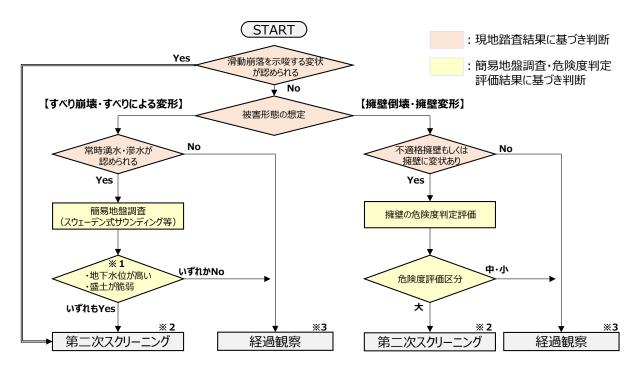


図 1.2 優先度の評価フロー

【出典】「国土交通省:大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説, p.1-82, H27.5. https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\_tobou\_tk\_000015.html」 (以降、出典記載は、「ガイドライン」と称す。)



- ※1 ・地下水位が高い:地下水高が盛土厚の1/2以上を目安とする。
  - ・盛土が脆弱:砂質土 N < 10、粘性土 N < 5を目安とする。
- ※2 盛土は排水施設の機能低下等により経時的に安定性が低下することがあるため、 第二次スクリーニングの結果、滑動崩落のおそれが小さいと判断された場合も経過観察を継続することが望ましい。
- ※3 ・経過観察の結果、異常が認められた場合は、改めて第二次スクリーニングの実施を検討する。
  - ・経過観察の着目点としては、変状の進行(クラック幅の拡大等)、新たな湧水や変状の発見、 他事業における変状の補修実績などが挙げられる。
- 図 1.3 新たな考え方(早期に第二次スクリーニングをすべき優先度の高い盛土を選定するフロー) 【出典】「国土交通省:「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」の解説, https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001588807.pdf」

表 1.1 優先度評価指標と経過観察頻度レベルの関係

		衣 1.1		国保 C 社迎既余 国生 安		7 1-1-	
		-		憂先度評価指標 「			
優先度		1	2	3	4	5	経過観察
ランク	No.	盛土および擁壁の形状と構造	宅地地盤・擁 壁・のり面の変 状の有無	地下水の有無	盛土下の不安定な土層の有無	造成年代	類度レベル
	а	非標準	有	有	有	-	
	b	非標準	有	有	無	_	
	С	非標準	有	無	有	-	
A1	d	非標準	有	無	無	-	
	е	非標準	無	有	無	1	
	f	非標準	無	有	有	1	
	g	非標準	無	無	有	_	
A2		非標準	無	無	無	以前	<u> </u>
А3		非標準	無	無	無	以後	高
	а	標準	有	有	有		
	b	標準	有	有	無		
	С	標準	有	可能性有	有		
A4	d	標準	有	可能性有	無	_	
	е	標準	無	有	無	_	
	f	標準	無	有	有	_	
	g	標準	無	可能性有	有	ı	
В1	а	標準	無	無	有	_	高
B2	b	標準	無	可能性有	無	_	中
В3							
В4				_			中
С							

<sup>※「</sup>図 1.2 優先度の評価フロー」に示される優先度ランク及び優先度評価指標の有無などより、 経過観察頻度レベルを設定する。

### 2 経過観察の対象と経過観察頻度レベルの区分

#### 2.1 経過観察の対象

経過観察の対象は、ガイドライン又はガイドラインの補足である新たな考え方に基づく優先度評価を実施した地方公共団体において、区域内に多数の盛土が存在する場合の全ての大規模盛土造成地とする(第二次スクリーニングによる安全性の確認が完了した大規模盛土造成地を除く。)。

#### 2.2 経過観察対象外となる盛土

第二次スクリーニングによって安全性の確認が完了した大規模盛土造成地については、その時点における安全性は確保されていると判断されるため、本マニュアルに基づく経過観察実施の対象外となる。ただし、安全性維持の観点から、安全率の余裕度等に応じた継続的な安全性確認を実施することが望ましい。なお、ガイドラインにおいて、『現地踏査や簡易な地盤調査の結果等から、危険要因が認められない(変状がない、盛土内の地下水が確認されないなど)、崩壊や変形が生じる可能性が低い(盛土末端が閉塞しているなど)、現状で効果的な対策が講じられている等の理由から、滑動崩落が生じるおそれが小さいと判断される大規模盛土造成地は、学識経験者の意見等を踏まえて以降の第二次スクリーニングの必要性を判断してもよい。』と記載されているが、本記載に基づき第二次スクリーニングを不要と判断した場合についても、継続的な安全性確認を実施することが望ましい。安全性の確認が完了した大規模盛土造成地及び滑動崩落が生じるおそれが小さいと判断される大規模盛土造成地の取扱いについては7章に詳述する。

加えて、多数の盛土を有さない地方公共団体においては、短い期間で第二次スクリーニングが実施され、全ての大規模盛土造成地の安全性の確認が完了することから、本マニュアルに基づく経過観察実施の対象外となるが、同様に、継続的な安全性確認を実施することが望ましい。また、土地所有者等の同意が取れない場合や第二次スクリーニング着手済みの地方公共団体において財政面等の理由により他の盛土について同時に第二次スクリーニングを実施することのできない場合等は、新たな考え方に基づく優先度評価を実施した上で経過観察を行うことが考えられる。

#### 2.3 経過観察頻度レベルの区分

表 1.1 の優先度ランク及び優先度評価指標への該当状況などに基づき経過観察頻度レベルを「高」「中」に区分する。経過観察頻度レベルの定義、盛土の分類、優先度ランクの関係を表 2.1 に示す。また、図 1.3 に示す新たな考え方のフローにより「経過観察」と判断された盛土についても、第二次スクリーニング計画作成段階における優先度評価結果及び表 2.1 に基づき、経過観察頻度レベルを設定する。なお、造成年代と変動確率を除く、全ての優先度評価指標に該当しない盛土であっても、対象とする盛土等の数量、分布、状態等、地域の実情を勘案して、経過観察頻度レベルを「高」に引き上げることは差し支えない。

表 2.1 経過観察頻度レベルの定義、盛土の分類、優先度ランクとの関係

経過観察 頻度レベル	定義	盛土の分類	優先度ランク (図 1.2、 表 1.1 参照)
高	察が必要な盛土 変状及び湧水が認 められないが、変状	盛土 ※滑動崩落を示唆する変状は「早期に第二次スクリーニング」を 行う必要があるため対象外 変状及び湧水が認められないが、 以下の優先度評価指標のいずれかに該当する盛土 ・盛土下の不安定な土層有 ・盛土および擁壁の形状と構造	A1・A4 (「変状有」若しくは「地下 水有」に該当する盛土) A1・A4 (「変状有」若しくは「地下 水有」に該当しない盛土) A2・A3 B1・B2 (「盛土下の不安定な土層 有」に該当する盛土)
中	造成年代と変動確率を除く、全ての優先度評価指標が該当しないため、「中」程度の頻度で経過観察が必要な盛土	造成年代と変動確率を除く、全て の優先度評価指標に該当しない 盛土	B1・B2 (「盛土下の不安定な土層 有」に該当しない盛土) B3・B4・C

## 2.4 区分にあたっての留意事項

経過観察頻度レベルの区分にあたっては以下の点に留意すること。

■ 常時において認められる変状及び湧水は、盛土の安定性に関係するものに限定してよい。 盛土の安定性に関係しないと判断できる舗装の打ち継ぎ目や凍結融解によるクラックなど は除外して差支えない。

## 3 経過観察方法

### 3.1 経過観察の種別

経過観察は、「定期点検」「異常時点検」の種別に区分し、それぞれの点検内容を**表 3.1** に示す。

なお、定期点検については、経過観察の対象となる全ての大規模盛土造成地で実施することを原則とするが、対象となる全ての盛土における全体点検の実施が困難な場合は、経過観察頻度レベル「高」の盛土等を優先して実施する。また、後述する「8 住民が行う防災活動」などを併用して、可能な限り盛土の安全性の確認に努めることとする。

表 3.1 経過観察の種別及び点検内容

種別	点検内容
定期点検	盛土全体を対象とし、新たな変状・湧水の発見や、過去に確認された変状・湧水の経時変化、盛土および擁壁の形状と構造の変化を確認する点検で、第二次スクリーニング計画の現地踏査に相当する。 第二次スクリーニングによる安全性の確認が完了した盛土を除く、全ての大規模盛土造成地で実施する。
異常時点検	地震時に盛土全体を確認する点検(必要に応じて降雨時も実施)。 点検が必要な地震及び降雨の規模は、地方公共団体で災害対策本部が設置され る震度・降雨量を考慮して設定する。 災害規模を考慮し、必要に応じて全ての大規模盛土造成地で実施する。なお、 効率的な点検の実施に向けて、被災宅地危険度判定との連携を検討してもよい。

### 3.2 経過観察の実施頻度

経過観察頻度レベルに応じた経過観察の実施頻度を表 3.2に示す。

定期点検は、経過観察頻度レベルに応じて1年毎・5年毎に実施する。

異常時点検は、大地震時や豪雨時に実施することとし、点検を行う地震や降雨の規模は、 各地方公共団体で設定する。また、地方公共団体で災害対策本部が設置される震度・降雨量 等も考慮して設定する。

なお、経過観察の実施頻度は、上記を基本とするが、地域の実情等に応じて、当面の安全 性を確認できる実施頻度を設定することは差し支えない。

表 3.2 経過観察頻度レベルに応じた実施頻度

経過観察 頻度レベル	定期点検	異常時点検
高	1 年毎	実施
中	5 年毎	実施

### 3.3 定期点検

定期点検は、第二次スクリーニング計画において作成した宅地カルテ等をもとに現地踏査を行い、新たな変状・湧水の発見、盛土および擁壁の形状と構造の変化などを確認することを目的とし、盛土全体を対象に実施する。点検結果により、必要に応じて優先度評価ランクの再設定、経過観察頻度レベルの区分の見直しを行う。

点検結果は、5章に示す経過観察カルテ(定期点検)に記録する。

#### (1) 盛土および擁壁の形状と構造の変化

土地の形質変更等による、盛土および擁壁の形状と構造の変化の有無を確認する。標準的な形状および構造に該当しないと認められた場合は、「盛土および擁壁の形状と構造の変化有」と判断する。標準的な形状と構造の目安については、ガイドラインに示される以下の図 3.1 を参考にする。

#### (1)盛土および擁壁の形状と構造

盛土および擁壁の形状や構造が、標準的な形状および構造に該当しない場合は、潜在的に不安 定な可能性があるため、優先度が高いと評価する。標準的な形状および構造とは、宅地防災マニ ュアルの記述、法令、東北地方太平洋沖地震の被害実態などを勘案し以下を目安とする。

<盛土および擁壁の標準的な形状と構造の目安>

・のり面勾配 : 30 度以下であること

・のり面小段間隔 : のり高 5m程度ごとに幅 1m~2mの小段が設置されていること ・のり面保護工 : のり面縁化工もしくはのり面保護工が設置されていること

・ひな壇部分の傾斜:緩勾配であること

・擁壁構造 : 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他

の練積み造であること

のり面勾配と小段については、宅地防災マニュアルに示される勾配と小段間隔を標準とした。

宅地防災マニュアルに示される標準的なのり面勾配と小段間隔(抜粋)

- ① 盛土のり面勾配は、のり高、盛土材料の種類等に応じて適切に設定し、原則として30 度以下とする。
- ② のり高が小さい場合には、のり面の勾配を単一とし、のり高が大きい場合には、のり 高 5m程度ごとに幅  $1m\sim2m$ の小段を設けるのが一般的である。

のり面保護工については、法令で擁壁によって覆われない崖は、必ずのり面保護工を施さなければならない(令第12条、都市計画法施行規則第23条第4項)ことが規定されていることから、のり面縁化工もしくはのり面保護工が設置されていることを標準とした。

ひな壇部分の傾斜については、東北地方太平洋沖地震でひな壇部分の傾斜が急な盛土造成地で被害が多発したことから、緩勾配であることを標準とした(東北地方太平洋沖地震におけるひな壇部分の傾斜と被害の関係は参考1.2 (3)参照)。

擁壁構造については、法令で規定されている擁壁(令第6条第1項2号)が、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造であることから、これらの構造を標準とした。なお、標準的な構造に該当しない擁壁の例としては、二段擁壁、増積擁壁、空石積み擁壁、張り出し床版付き擁壁などが挙げられる。

なお、同一盛上上に標準的な盛上の形状や構造に該当する宅地と該当しない宅地が混在する場合には、標準的な盛土の形状や構造に該当しないものと判断する。

## 図 3.1 盛土および擁壁の形状と構造【出典】「ガイドライン p.1-76.」

### (2) 宅地地盤・擁壁・のり面の新たな変状の有無

宅地地盤・擁壁・のり面において、これまで確認されなかった新たな変状や災害の痕跡の有無を確認する。点検時の着目点については、ガイドラインに示される以下の図 3.2、表 3.3 を参考にする。

変状の有無については、「滑動崩落を示唆する変状」「滑動崩落を示唆するには至っていない変状」「変状なし」に分類し、第二次スクリーニング実施の優先度及び経過観察頻度レベルの区分の見直しを行う。

「滑動崩落を示唆する変状」や「滑動崩落を示唆するには至っていない変状」の判断は、3.3(2)1)、2)を参考とする。盛土頭部・末端部・法肩部は変状が発現しやすいため、重点的に観察することが有効である。

#### (2) 宅地地盤・擁壁・のり面の変状の有無

宅地地盤・擁壁・のり面に変状や災害の痕跡が確認された場合は、締固め不足等から盛土が脆弱化している可能性や擁壁が不安定な可能性があるため、優先度が高いと評価する。宅地地盤の変状としては、宅地地盤の不同沈下や隆起、亀裂等が挙げられる。擁壁の変状としては、擁壁とその基礎に亀裂、ズレ、傾斜、沈下、ハラミ、その補修跡が挙げられる。盛土のり面の変状としては、盛土表面の不陸または凹凸、亀裂等が挙げられる。また、道路等の周辺施設に変状が確認される場合も、優先度が高いと評価する。

### 図 3.2 宅地地盤・擁壁・のり面の変状の有無【出典】「ガイドライン p.1-77.」

表 3.3 宅地地盤・擁壁・のり面の変状の有無(現地踏査における着目点の例)

優先度の評価指標	現地踏査における着目点の例
宅地地盤・擁壁・のり面の変状の有無	(本本の本の主要なのでは、1000円のでは、100

【出典】「ガイドライン p. 1-78.」

### 1) 滑動崩落を示唆する変状

滑動崩落を示唆する変状とは、一定の連続性を有し、点在する変状をつなぐと滑動ブロックが想定される変状をいう。表 3.4、図 3.3に「令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会(国土交通省)の報告(参考資料)」に示される滑動崩落を示唆する変状の目安を示す。この他、擁壁等の補修履歴がある箇所に新たな変状が確認される場合は、変状の進行性が認められると滑動崩落を示唆する変状になり得るため、擁壁等の補修履歴のある箇所は重点的に確認する必要がある。

なお、局所的・部分的な変状は滑動崩落を示唆する変状とはみなさない。(例:アスファルト劣化による路面の変状、地下埋設物周辺の変状、擁壁隅角部のみの変状、のり面の部分的なハラミや不陸など)

表 3.4 滑動崩落を示唆する変状の目安

種別	滑動崩落を示唆する変状か否かの判断		
宅地地盤	<ul> <li>・面的に連続した、クラック、陥没、沈下、隆起など</li> <li>・滑動ブロックの移動を示唆する変状か否かを確認する</li> <li>・滑動ブロック頭部の亀裂や沈下、末端部の隆起などは滑動崩落の動きとして特に注意を要する</li> <li>・部分的なクラック、陥没、沈下、隆起等は変状有と判定しない</li> <li>・アスファルトの劣化による変状や地下埋設物周辺の変状は変状有と判定しない</li> </ul>		
擁壁	・擁壁の連続したクラック・傾倒、面的な目地ズレ・ハラミなど ・擁壁全体の移動を示唆する変状か否かを確認する ・水平クラックや連続した傾倒などは滑動崩落の動きとして特に注意を要する ・部分的な縦クラック、傾倒、目地ズレ、ハラミ等は変状有と判定しない ・隅角部のみの変状は変状有と判定しない		
のり面	<ul><li>・のり面の連続したクラック、面的なハラミ・凹凸など</li><li>・滑動ブロックの移動を示唆する変状か否かを確認する</li><li>・法肩部の亀裂や沈下、法尻部の押出し・隆起などは滑動崩落の動きとして特に注意を要する</li><li>・部分的なクラック、ハラミ・凹凸等は変状有と判定しない</li></ul>		

【出典】「国土交通省:「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」の解説, https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001588807.pdf」

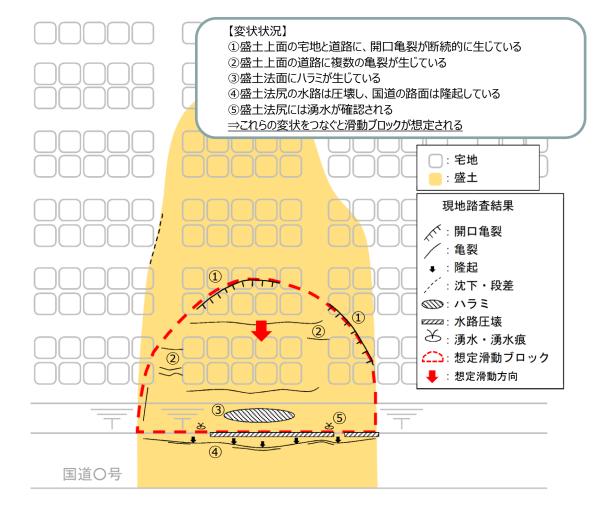
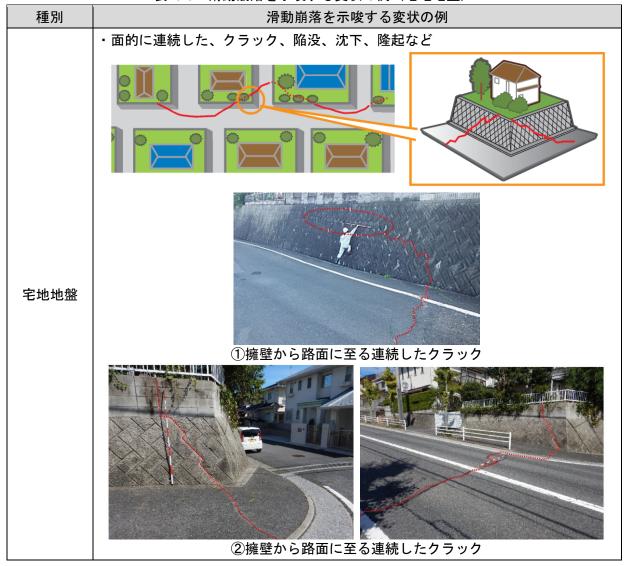


図 3.3 滑動崩落を示唆する変状のイメージ

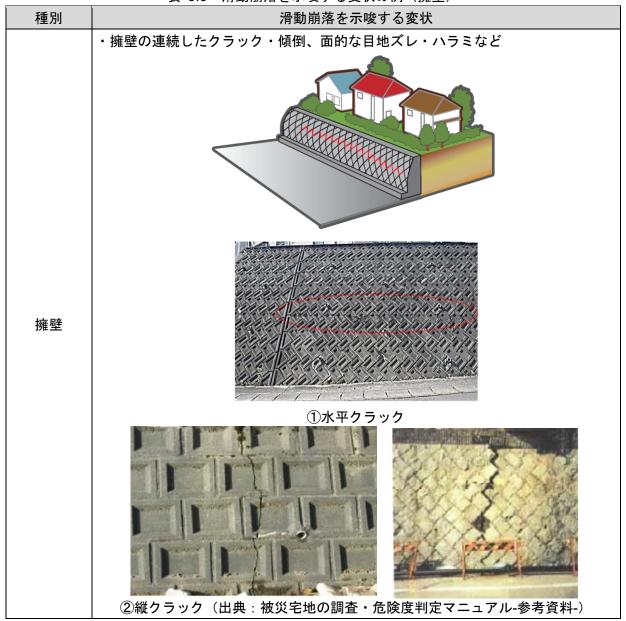
【出典】「国土交通省:「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」の解説, https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001588807.pdf」

表 3.5 滑動崩落を示唆する変状の例(宅地地盤)



【出典】「国土交通省:「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」の解説, https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001588807.pdf」
「わが家の宅地安全マニュアル, 滑動崩落編, p.25, H22.2.
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\_tobou\_tk\_000065.html」

表 3.6 滑動崩落を示唆する変状の例 (擁壁)



【出典】「国土交通省:「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」の解説, https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001588807.pdf」
「わが家の宅地安全マニュアル, 滑動崩落編, p.25, H22.2.
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\_tobou\_tk\_000065.html」

表 3.7 滑動崩落を示唆する変状の例(のり面)

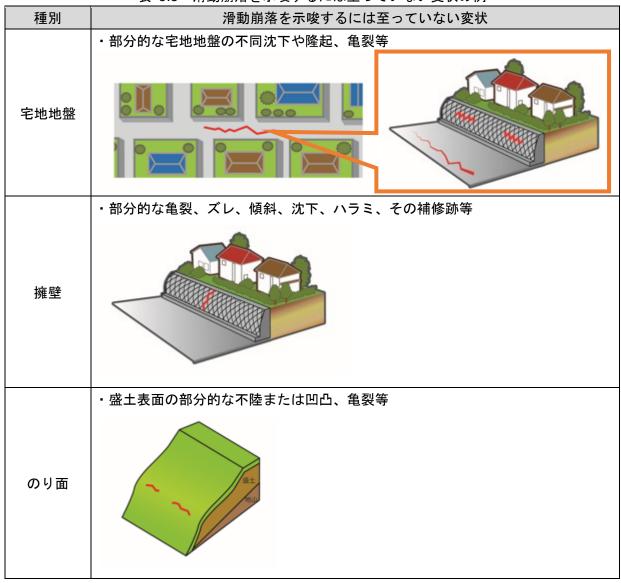


【出典】「国土交通省:「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」の解説, https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001588807.pdf」
「わが家の宅地安全マニュアル, 滑動崩落編, p.25, H22.2.
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\_tobou\_tk\_000065.html」

### 2) 滑動崩落を示唆するには至っていない変状

点検時点で滑動崩落を示唆する変状には至っていないが、変状が進行した場合などは、盛 土全体の安定性に影響を及ぼす可能性がある変状を「滑動崩落を示唆するには至っていない 変状」と定義する。滑動崩落を示唆するには至っていない変状は、表 3.8 に示される変状を いう。宅地地盤の変状としては、部分的な宅地地盤の不同沈下や隆起、亀裂等が、擁壁の変 状としては、部分的な亀裂、ズレ、傾斜、沈下、ハラミ、その補修跡等が、盛土のり面の変状 としては、盛土表面の部分的な不陸または凹凸、亀裂等が挙げられる。

表 3.8 滑動崩落を示唆するには至っていない変状の例



【出典】「わが家の宅地安全マニュアル, 滑動崩落編, p.25, H22.2. https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi tobou tk 000065.html」

### 3) 盛土の安定性に関係ない事象

盛土の安定性に関係ないと判断できる、擁壁単体の劣化や凍結融解によるクラック、樹木の根等によるクラック・隆起などの事象は「変状なし」と判定する。

また、盛土造成直後は、盛土の自重による圧密に伴う沈下が生じる場合があり(現在は沈下がほぼ終息)、圧密に伴う沈下は盛土の安定性に関係ないと判断できるため、「変状なし」と判定する。

なお、盛土の安定性に関係ない擁壁単体における劣化等の判断や経過観察等については、 「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」を参考とする。



①豆板 (ジャンカ)



②コールドジョイント



③擁壁単体の劣化



④樹木の根によるクラック・隆起

図 3.4 盛土の安定性に関係ない事象の例

### (3) 新たな地下水の有無

盛土内にこれまで確認されなかった新たな地下水の存在やその可能性を示唆する事象の有無について確認する。点検時の着目点については、ガイドラインに示される以下の図 3.5、表 3.9 を参考にする。地下水については、「有り」「可能性有」「なし」に分類する。

#### (3)地下水の有無

盛土内に地下水が存在することもしくはその可能性を示唆する事象が確認された場合は、地下水位が高く盛土が流動化しやすい可能性があるため、優先度が高いと評価する。盛土内に地下水が存在することを示唆する事象とは、盛土のり面からの湧水や擁壁水抜きからの出水等であり、盛土内に地下水が存在する可能性がある事象とは、その痕跡(湧水跡、水を好む植生がある等)である。また、地下水が存在する事象が確認される場合がより優先度が高いと評価する。

### 図 3.5 地下水の有無【出典】「ガイドライン p.1-77.」

表 3.9 地下水の有無 (現地踏査における着目点の例)

優先度の 評価指標	現地踏査における着目点の例
地下水の有無	

【出典】「ガイドライン p. 1-78.」※新たに追記

#### (4) その他

■ 盛土下の不安定な土層の有無(図 3.6) については、経時的に変化する事象ではないため、第二次スクリーニング計画作成段階の現地踏査の状況と変化することはないと考えられ、経過観察においては評価の対象としない。なお、盛土近傍で実施された地盤調査の結果や新たに発見された地盤データ等によって、盛土下の不安定な土層が「無」から「有」に変化すると判断された場合は、経過観察頻度レベルの区分の見直しなどについて検討する。

#### (4)盛土下の不安定な土層の有無

盛土の周辺に崖錐・崩積土、沖積粘性土および沖積砂質土が確認された場合は、盛土の下に不安定な土層が堆積している可能性があるため、優先度が高いと評価する。また、旧地形図、表層地質図および既存のボーリングデータなどから盛土下の不安定な土層の有無を想定してもよい。

#### 図 3.6 盛土下の不安定な土層の有無【出典】「ガイドライン p.1-77.」

■ 地方公共団体などが管理する道路等の応急工事が盛土全体の変状の進行を抑制する効果を発揮する場合がある。このような大規模盛土造成地内で盛土全体の安定性に関わるような事象が確認された場合は、当該事象を記録する。

## 3.4 変状や湧水が認められる箇所における定期点検

第二次スクリーニング計画作成段階における現地踏査において確認された変状・湧水箇所について、その経時変化を確認・記録する。さらに、盛土全体の安定性に関わるような排水施設の排水状況等の確認も行う。

定期点検結果は、5章に示す経過観察カルテ(定期点検)に記録する。

#### (1) 変状

過去に確認された変状箇所において、変状が「滑動崩落を示唆する変状」へ進行している か確認する。「滑動崩落を示唆する変状」へ進行している場合は、早期に第二次スクリーニン グの実施が必要と判断する(評価の詳細は**4章**に示す)。

- < 「滑動崩落を示唆する変状」への進行している場合の例>
  - ・宅地地盤の部分的なクラック、陥没、沈下、隆起等が面的に連続している場合
  - ・擁壁の部分的なクラック・傾倒、目地ズレ、ハラミ等が面的に連続している場合
  - ・のり面の部分的なクラック、ハラミ・凹凸等が面的に連続している場合

#### 1) 変状の経時変化の確認方法

変状箇所において亀裂等の変状の長さの値を計測する。前回調査時点と比較して変状が拡大しているか、また変状が面的に連続して進行しているか等、3.3 (2)1)に示す「滑動崩落を示唆する変状」への該当の有無を確認する。なお、経時的な変状の進行を適切に評価するため、計測ポイントを設定する等、定期点検毎に同じポイントで計測できるよう留意すること。



計測ポイントの設定



変状の長さの測定

図 3.7 変状の経時変化の確認方法

### (2) 湧水

過去に確認された湧水箇所の湧水量の経時変化を計測または目視で確認し、「地下水位が高い可能性が認められるか」確認する。あわせて、盛土全体の安定性に関わるような排水施設の排水状況等の確認も行う。湧水量の変化や排水施設の状況から「地下水位が高い可能性が認められる」と判断された場合、早期に第二次スクリーニングの実施が必要と判断する(評価の詳細は4章に示す。)。

## 1) 湧水の経時変化の確認方法

湧水箇所において、水抜き孔等からの湧水量の変化や土砂流出の有無を計測または目視で確認する。擁壁高または盛土高の 1/2 以上の高さから常時湧水が認められる場合は「地下水位が高い可能性が認められる」と判断する。



擁壁下部からの水の滲み出し



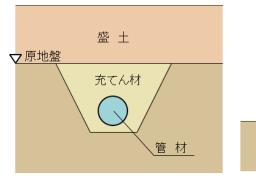
擁壁水抜き孔からの土砂流出

図 3.8 湧水の経時変化の確認方法

### 2) 盛土全体の安定性に関わるような排水施設の排水状況等の確認

盛土内の地下水位上昇を防ぐ目的で、盛土内に地下水排除工等の排水施設が設置されている場合がある(図 3.9)。このような排水施設の機能低下は盛土全体の安定性に大きく関わるため、排水状況等の定期的な確認を行うことは非常に重要である。

排水施設から恒常的に確認されていた出水が突然止まる等、排水管の目詰まりや損傷等により排水施設の機能の低下が想定されるような事象が確認された場合は、「排水施設からの排水状況の変化有」と判断する。恒常的に確認されていた出水が突然止まり、その状況が継続している等の場合には、「地下水位が高い可能性が認められる」と判断する。



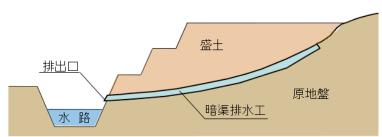


図 3.9 地下水排除工の基本構造



図 3.10 盛土のり尻の排水工からの排水状況確認の例

### 3.5 異常時点検

異常時点検は、地震時に盛土全体を対象とし、新たな変状・湧水の有無、既存の変状・湧水の進行の有無を確認する目的で実施する(必要に応じて降雨時も実施)。点検が必要な地震及び降雨の規模は、地方公共団体で災害対策本部が設置される震度・降雨量を考慮して設定する。

点検結果は、5章に示す経過観察カルテ(異常時点検)に記録する。

#### (1) 地震時

地震時点検の着目点は、定期点検時の変状及び湧水の着目点の例(表 3.3、表 3.9)を参考とする。変状や湧水に加え、噴砂や噴水など液状化に起因する現象が確認された場合は、盛土または不安定な地山の間隙水圧の上昇による流動的なすべり崩壊につながる可能性があるため、周辺の変状状況を確認し滑動崩落を示唆する変状が認められるか否かを慎重に判断する必要がある。

### (2) 降雨時

降雨時点検の着目点は、定期点検時の変状及び湧水の着目点の例(**表 3.3、表 3.9**)を参考とする。さらに、降雨時に認められる事象として以下の点に留意することが必要である。

- 水抜き穴からの裏込め材が過度に流出している場合、吐き出された水の勢いが強かったことが推察されるため、「新たな湧水有」若しくは「湧水の進行有」と判断する。なお、裏込め材の流出が認められた場合、擁壁背後に空洞が生じ、擁壁が不安定になる可能性があるため、周辺の変状状況を確認し滑動崩落を示唆する変状が認められるか否かを慎重に判断する必要がある。(図 3.11)
- 降雨時における擁壁及び盛土法面等からの出水などについては、降雨後では確認できない場合もあることから降雨中に点検を実施することが望ましいが、降雨中の点検が困難な場合は、降雨後出来るだけ速やかに点検を実施することとする。(図 3.12)



擁壁前面に土砂が堆積



水抜き穴の内部に土砂が堆積

図 3.11 擁壁水抜き穴からの土の流出



降雨終了直前(水が噴き出している)



降雨終了15分後(出水が止まっている)

図 3.12 降雨中・降雨後の出水状況の変化の例

# 4 評価

# (1) 評価方針

経過観察頻度レベルに応じた評価方針を表 4.1 に示す。

表 4.1 経過観察頻度レベルに応じた評価方針

経過観察 頻度レベル	評価方針
高	・滑動崩落を示唆する変状が認められた場合又は地下水位が高い可能性が認められた場合*は、 <b>早期に第二次スクリーニングへの移行</b> を検討する。 ・新たに変状または湧水が確認されたものの、上記2点に該当しない場合は引き続き経過観察とする。
ф	<ul> <li>・新たに変状が確認され、当該変状が滑動崩落を示唆すると認められる場合は、早期に第二次スクリーニングへの移行を検討する。</li> <li>・新たに湧水が確認され、地下水位が高い可能性が認められる場合*は、早期に第二次スクリーニングへの移行を検討する。</li> <li>・新たに変状または湧水が確認されたものの、上記2点に該当しない場合は経過観察とし、経過観察頻度レベルを中から高へ見直す。</li> <li>・「盛土および擁壁の形状と構造の変化」が確認され、新たに変状または湧水が確認されない場合は、経過観察頻度レベルを中から高へ見直す。</li> </ul>

<sup>※</sup>地下水位が高い可能性があると判断された場合でも、簡易地盤調査 (4(4)を参照)を実施し、盛土の 硬軟・締まり具合及び地下水位を把握することにより、早期に第二次スクリーニング実施の要否を判断することも可能である。

### (2) 定期点検

定期点検の評価フローを図 4.1 に示す。

変状の進行、湧水量の変化、排水施設からの排水状況の変化の有無を確認し、「滑動崩落を示唆する変状が認められるか」、「地下水位が高い可能性が認められるか」を判断して、早期に第二次スクリーニング又は経過観察頻度レベル継続と評価する。

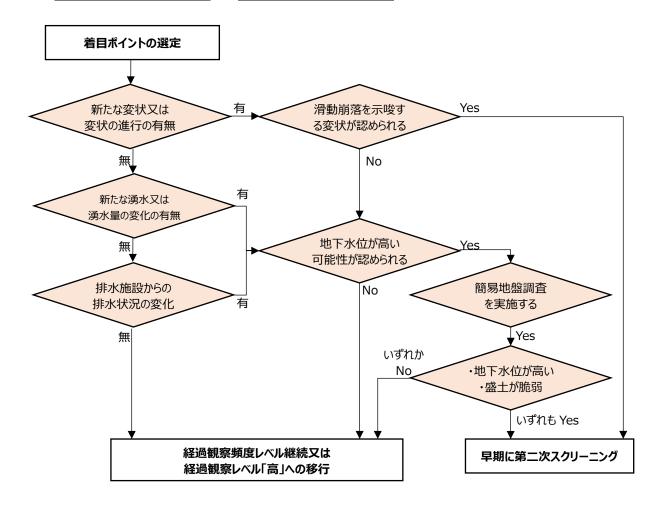


図 4.1 定期点検の評価フロー

### (3) 異常時点検

異常時点検の評価フローを図 4.2 に示す。

「宅地地盤・擁壁・のり面の新たな変状若しくは変状の進行の有無」、「新たな地下水の有無さしくは湧水量の変化の有無」に応じて、表 4.2に示す  $I \sim III$ の 3 つの評価フロー開始地点に細分される。  $I \sim III$ に応じて、図 4.3 のフローに基づき以下のとおり評価を実施する。

Iは、「宅地地盤・擁壁・のり面の新たな変状若しくは変状の進行:有」に該当する盛土である。この場合、「滑動崩落を示唆する変状が認められるか」、「地下水位が高い可能性が認められるか」を判断して、「早期に第二次スクリーニング」又は経過観察頻度レベル「高」への移行(当初より「高」だった盛土は継続)と評価する。

II は、「宅地地盤・擁壁・のり面の新たな変状若しくは変状の進行:無」及び「新たな地下水若しくは湧水量の変化:有」に該当する盛土である。この場合、「地下水位が高い可能性が認められるか」を判断して、「早期に第二次スクリーニング」又は経過観察頻度レベル「高」への移行(当初より「高」だった盛土は継続)と評価する。

Ⅲは、いずれの変化も認められない盛土であり、<mark>経過観察頻度レベル継続</mark>(経過観察頻度レベルは変えない)と評価する。

No.	宅地地盤・擁壁・ のり面の新たな変状 若しくは変状の進行 の有無	新たな地下水若しくは 湧水量の変化の有無	評価フロー 開始 No.
1	有	有	т
2	有	無	1
3	無	有	П
4	無	無	Ш

表 4.2 異常時点検の評価

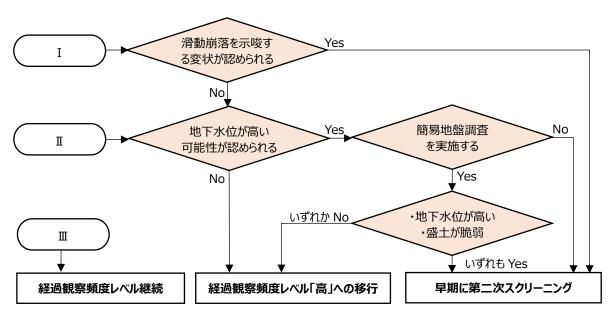


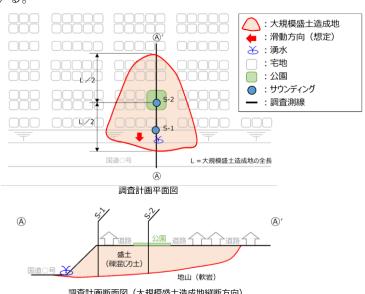
図 4.4 異常時点検の評価フロー

### (4) 簡易地盤調査による盛土の硬軟・締まり具合及び地下水位の確認

定期点検、異常時点検の際に、「地下水位が高い可能性が認められる」と判断された場合は、 簡易地盤調査を実施し、盛土の硬軟・締まり具合及び地下水位を把握することにより、早期 に第二次スクリーニング実施の要否を判断することも可能である。

簡易地盤調査による盛土の硬軟・締まり具合及び地下水位の把握方法の一つとして、スク リューウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験)及びその試験孔を利用す る方法がある。「令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会(国土交通省)の報告(参考資 料)」に示される簡易地盤調査計画の例を参考に、実施上の留意点を以下に示す。

- 簡易地盤調査は湧水や変状の認められる位置で実施することが望ましく、調査地が民 有地となる場合は地権者等に十分な説明を行う。
- 地下水位の確認にあたっては、宙水も対象とし、盛土が粘性土で調査孔に地下水が溜 まりにくく測定が困難な場合は、簡易なサンプラーを用いて試料を採取して含水比を 求め、地下水位を想定することも考えられる。
- 盛土の脆弱性は、換算N値の平均値を基本とし、盛土が複数層で構成される場合は層 毎に評価する。また、盛土下位に軟弱な粘性土や緩い砂質土が分布する場合は併せて 確認する。
- 簡易地盤調査にあたっては、事前に周辺の既存ボーリングや既存サウンディング結果 を収集し活用する。



調査計画断面図(大規模盛土造成地縦断方向)

#### <簡易地盤調査計画の考え方>

- ○調査測線は、盛土厚が最大となる旧谷筋付近に、湧水の位置を考慮して設定する。
- ○簡易地盤調査は、早期に第二次スクリーニングを実施することの必要性を判断することを目的とするため、その位置 と数量は調査測線のり肩付近1箇所(上図 S-1)を標準とする。ただし、大規模盛土造成地の全長が 100mを超える 場合は中間地点付近に1箇所追加する(上図 S-2)。
- ○複数の旧谷筋からなる大規模盛土造成地は、旧谷筋毎に調査測線と地点を計画する。

図 4.5 簡易地盤調査計画の例

【出典】「国土交通省:「早期に第二次スクリーニングを実施すべき盛土の考え方」の解説, https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001588807.pdfJ

なお、簡易地盤調査はスクリューウエイト貫入試験の他にも多数の実用可能な方法がある ため、精度等を十分に把握して選定すること。

また、継続的な地下水位の観測方法として、調査孔に有孔管を挿入し、管内の地下水位を 気圧式水位計等により測定する手法がある。調査後においても定期的な地下水位の観測が可 能となるため、盛土の経過観察の一環として実施することが望ましい。試験孔を利用した地 下水位測定方法の例を**表 4.3** に示す。

表 4.3 スクリューウエイト貫入試験 (SWS) の試験孔を利用した地下水位測定方法の例

2 Th 17 Th	4.+ zuc
名称・写真	特徴 特徴
気圧式水位計	■ SWS 試験孔に気圧式水位計を挿入し、地下水位を測定する。
	■ チューブ内の気圧の変化を感知するため、水位の誤認は
	少ない。強度のあるスチールロッドを使用するため、あ
	る程度閉塞していても計測が可能である。
	適用深度は5m程度。
通電感知式水位計	■ SWS 試験孔に水位計を挿入し、地下水位を測定する。
	■ 試験孔が閉塞している場合は測定不可能になるため、SWS
	試験孔に中空有孔 塩ビ管または中空有孔鋼管を挿入し、
	管内の地下水位を測定する方法もある。
	■ 有孔管を挿入して測定する場合は、地下水位が安定して
See	から測定するため、測定誤差が少ない。
通電比抵抗式	■ SWS 試験孔に中空有孔鋼管を挿入し、管内の地下水位を
水位計	比抵抗水位計により測定する。SWS 試験と同じ径の有孔
有孔パイプ	管を用いるため、SWS 試験機による貫入が可能である。
地表面	■ 有孔管を挿入し、地下水位が安定してから測定するため、
1.10	測定誤差が少ない。
地下水位	■ 地下水の比抵抗値を測定するため、塩分濃度および大ま
スクリュー <b>ル</b> ポイント	かな水質の判別が可能である。
ф 33 mm	■ 適用深度は 10m 程度。

【出典】「小川 正宏:各種サンプリング方法、 地下水位測定方法、土質試験, 戸建住宅で行われている各種地盤調査法とその留意点, 住品協だより vol.16, NPO 住宅地盤品質協会 HP. https://www.juhinkyo.jp/wp-content/uploads/2019/01/tayori\_2019vol16.pdf」

### 5 記録

経過観察の結果は宅地毎に経過観察カルテとしてとりまとめる。経過観察カルテは、定期 点検、異常時点検毎に作成する。定期点検・異常時点検では、これまで確認されなかった新 たな変状・湧水の有無や、過去に確認された変状・湧水箇所の経時変化などについて記録す る。

なお、変状の進行等の経時的なデータの記録にあたり、必要に応じて人工衛星による座標 管理や三次元レーザースキャナ等を活用しても差し支えない。

### 5.1 定期点検

### (1) 準備段階

- 宅地概要及び第二次スクリーニング計画作成時の現地踏査又は前回の経過観察結果を 記入する。(①②)
- 平面図には、第二次スクリーニング計画作成時の現地踏査又は前回の経過観察の写真 位置を記入する。また、点検時間短縮のため駐車場所や点検ルートを記入する。(③)

#### (2) とりまとめ段階

- 調査日時、点検前降水量、点検者名を記入する。(④)
- 第二次スクリーニング計画作成時の現地踏査又は前回の経過観察における確認箇所を含む盛土全体の確認箇所について写真やコメントを記録する。また、写真位置については、新たな変状・地下水の有無、盛土および擁壁の形状と構造の変化が確認できるよう、第二次スクリーニング計画作成時の現地踏査又は前回の経過観察における確認箇所と同一箇所とする。(⑤)
- 全ての確認箇所のうち、新たな変状・新たな地下水・盛土および擁壁の形状と構造の変化が認められた箇所について写真及びコメントを記録する。変状や地下水が認められた箇所は次回点検時に経時変化を確認することとなるため、点検箇所番号を設定する。(⑥)
- 定期点検箇所毎に確認結果、評価結果、次回点検時期、引継ぎ事項を記録する。(⑦)

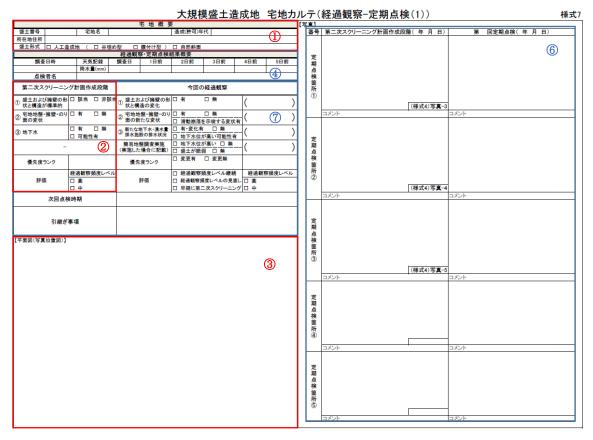


図 5.1 経過観察カルテの例 (定期点検 (1))

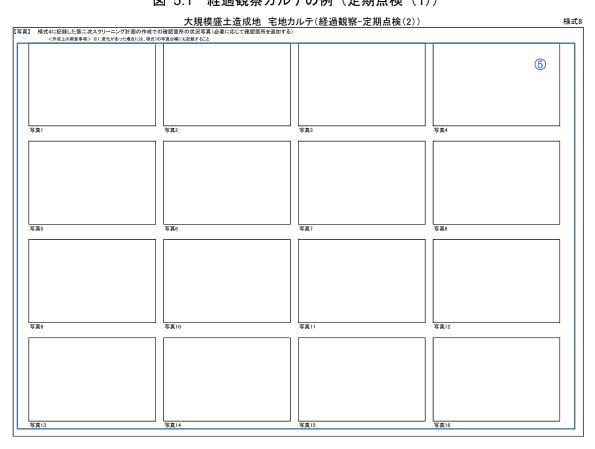


図 5.2 経過観察カルテの例 (定期点検(2))

### 5.2 異常時点検

異常時点検のカルテは、基本的には定期点検のカルテの作成方法と同様だが、以下の点については、定期点検とは別に記録が必要である。

- ・降雨時の点検である場合は、最大降水量及び最大降水量観測日を記入する。
- ・地震時の点検である場合は、最大震度及び地震観測日を記入し、平面図には震度分布が 分かる図面を記載する。

#### (1) 準備段階

- 宅地概要及び第二次スクリーニング計画作成時の現地踏査又は前回の経過観察結果を 記入する。(①②)
- 平面図には、第二次スクリーニング計画作成時の現地踏査又は前回の経過観察の写真 位置を記入する。また、点検時間短縮のため駐車場所や点検ルートを記入する。(③)

#### (2) とりまとめ段階

- 調査日時、点検前降水量、点検者名を記入する。(④)
- 第二次スクリーニング計画作成時の現地踏査又は前回の経過観察における確認箇所と 同様の箇所について写真やコメントを記録する。なお、写真番号については、新たな 変状・地下水の有無、盛土および擁壁の形状と構造の変化が確認できるよう、第二次 スクリーニング計画作成時の現地踏査又は前回の経過観察における確認箇所と同一箇 所とする。(⑤)
- 全ての確認箇所のうち、新たな変状・新たな地下水・盛土及び擁壁の形状と構造の変化が認められた箇所について写真及びコメントを記録する。変状や地下水が認められた箇所は定期点検の対象となるため、定期点検箇所番号を設定する。(⑥)
- 異常時点検結果、次回点検時期、引継ぎ事項を記録する。(⑦)

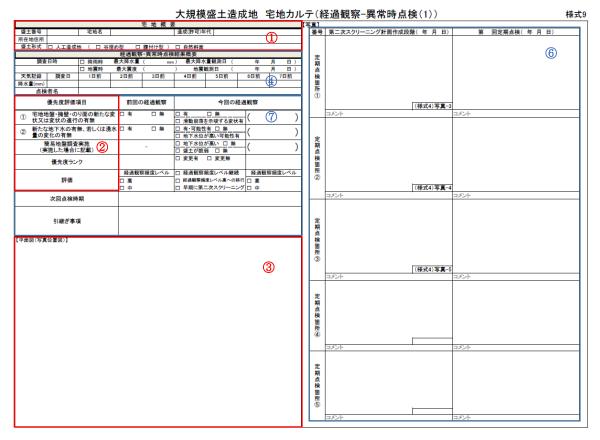


図 5.3 経過観察カルテの例 (異常時点検 (1))

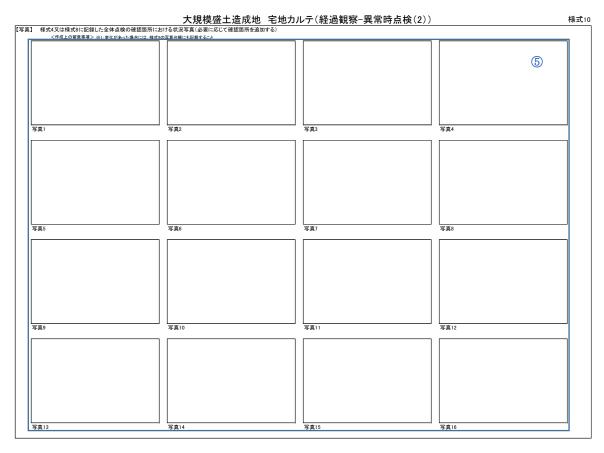


図 5.4 経過観察カルテの例 (異常時点検 (2))

### 6 実施体制

- 経過観察の実施体制は地方公共団体主体を基本とする。
- 地方公共団体の職員による実施が困難等の場合には、コンサルタントや民間専門家団体(例:一般社団法人地盤品質判定士会など)等に委託し実施することも可能である。
- 民間の宅地防災に関する専門家や地域住民と連携して実施することも可能である。例えば、地方公共団体と民間専門家団体が宅地防災に関わる協定などを結び、民間の専門家が地域住民に対して、点検方法、点検時におけるポイント及び点検結果の評価などを指導・助言することにより、住民による自主的な経過観察の実施を支援する方法などが考えられる。ただし、着目点や計測方法などの事前説明は確実に行い、地方公共団体が主体となって実施する場合と同等のレベルの経過観察となるよう配慮する必要がある。また、結果のとりまとめ・蓄積・評価などは、地方公共団体が実施することとする。図 6.1 に経過観察実施体制の一例を示す。

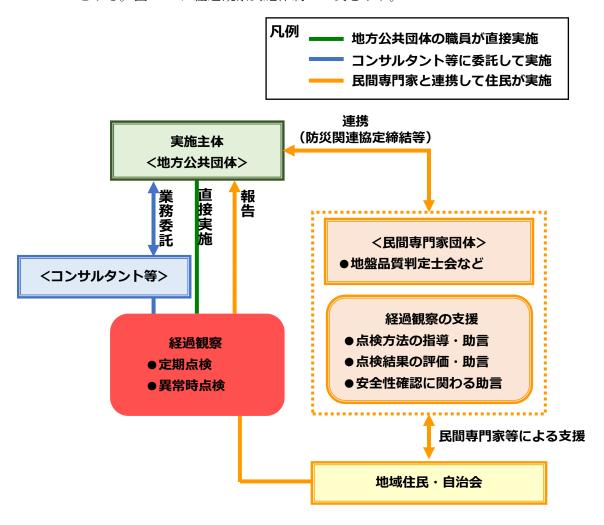


図 6.1 経過観察の実施体制の例

### 7 安全性の確認が完了した盛土等の取り扱い

第二次スクリーニングによって安全性の確認が完了した盛土については、その時点における安全性は確保されていると判断されるが、安全性維持の観点から、安全率(地震時の安全率)の余裕度等に応じた継続的な安全性確認を行うことが望ましい。

継続的な安全性確認については、安全率の余裕度に応じて確認する内容・頻度レベルを設定し、**2章~6章**に示す経過観察方法に準拠して実施する。

以下に、安全率の余裕度に応じた継続的な安全性確認の考え方、**図 7.1** 及び**表 7.1** に確認内容・頻度レベルの設定フローを示す。

#### (1) 地震時安全率 Fs<1 となった盛土

- 安全率 1 未満を確認した場合は、地盤条件、想定される被害形態、メカニズム、社会的条件、施工条件、環境条件、経済条件等と合わせて、宅地・道路や既存構造物の整備状況等、住民との円滑な合意形成などを踏まえ対策工法を選定し、実施することが重要である。なお、対策工事までの期間は、経過観察を継続することとし、対策工事開始までの期間や変状箇所等に応じて適切に実施頻度や点検内容を設定することとする。
- 対策工事が完了した盛土については、ガイドラインを参考に、対策工法の種類に応じ、 適切に維持管理を行う必要がある。

### (2) 地震時安全率 Fs≥1 となった盛土

- 第二次スクリーニング調査により「地下水位あり」と判断され、安定計算の結果により安全率1以上を確認できた場合でも、地下水位の上昇等によって危険側に働く可能性(安全率1未満になる可能性)がある場合は、継続的な安全性確認を行うことが望ましい。安全性確認の方法としては、経過観察頻度レベル「高」に準じた経過観察を行うことが考えられる。ただし、盛土の安定性に影響を及ぼすような地下水位上昇が生じる可能性が低いこと又は地下水位の上昇等を考慮した安定計算等を実施し、安全率1未満になる可能性が低いことが明らかな盛土については、継続的な安全性確認の実施の要否は必要に応じて判断してよい。継続的な安全性確認の実施について必要と判断された場合や不要であると判断された盛土がパトロールや通報等により、変状や湧水等が確認された場合は、経過観察頻度レベル「中」に準じた経過観察を行うことが考えられる。
- 第二次スクリーニング調査により「地下水位なし」と判断された盛土で、安定計算の 結果により、安全率 1 以上を確認できた場合には、継続的な安全性確認の実施の要否 は必要に応じて判断してよい。必要と判断された場合は、経過観察頻度レベル「中」 に準じた経過観察を行うことが考えられる。

#### (3) 滑動崩落が生じるおそれが小さい盛土

■ 現地踏査や簡易な地盤調査の結果等から、滑動崩落が生じるおそれが小さいと判断され、学識経験者の意見等を踏まえ、第二次スクリーニングの必要がない判断された盛土は、経過観察頻度レベル「中」に準じた経過観察を行うことが考えられる。ただし、第二次スクリーニングの必要性の有無は、第二次スクリーニングを先行して実施した地区の安定計算等の結果を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこと。

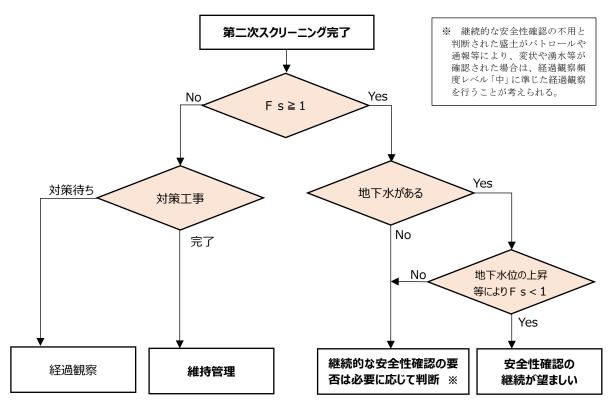


図 7.1 第二次スクリーニングによって安全性の確認が完了した盛土の取り扱い

# 表 7.1 第二次スクリーニングによって安全性の確認が完了した盛土の継続的な安全性確認の例

	地下水位状況	地下水位を考慮した 安定計算結果	継続的な安全性確認の例	
第二次スクリ ーニング結果			考え方	確認内容・ 頻度レベル (参考)
安全率 Fs<1	地盤等条件や住民等の意向を踏まえ対策工法の検討を行う ※対策工事までの期間は、 <b>経過観察</b> を継続 ※対策工事完了後は、対策施設の <b>維持管理</b> を行う			
安全率 Fs≧1	地下水位が認められる	地下水位の上昇等に より安全率 1 未満 になる可能性がある 盛土	変状・湧水を定期 的に確認し、新た な変状や湧水の有 無、変状や湧水の	経過観察 高
		地下水位の上昇等 により安全率 1 未 満になる可能性が 低い盛土	進行の有無を確認 する。また、盛土 および擁壁の形状 と構造の変更の有	経過観察 中
	地下水位が認め られない	_	無も確認する。	経過観察 中

# 8 住民が行う防災活動

「防災安全パトロール」等の一環として、住民が以下のような取り組みを行うことにより、 変状・湧水の早期発見、地域の宅地防災に関する理解・意識の向上が期待できる。

### ① 日常的な確認

地域住民は個々の宅地やその周辺に生じる日々の変化に気づきやすい。そのため、地域住民に対しては日常的な確認を促し、以下のような事項が認められた場合に「情報提供」していただくような連絡体制を整えることが有効である。

- 変状や湧水状況の変化
- 盛土の滑動崩落を助長するような土地の改変(末端部の掘削、斜面上部の荷重増加 等)

#### ② 自宅周辺部の定期的な確認

自宅周辺の地盤、擁壁、のり面部の確認や周辺の排水施設(擁壁水抜き穴、側溝等)については、地域の清掃活動の機会などを利用して年1回程度の確認を行う。

### ③ 民間専門家による相談会・勉強会

地域住民を対象に、民間専門家などと連携して宅地防災に関わる相談会・勉強会等を開催し、大規模盛土造成地の滑動崩落や防災安全パトロールに関する地域住民の理解・意識の向上を図る。相談会・勉強会では、防災安全パトロールにおけるチェックポイントや大規模盛土造成地マップを含む「重ねるハザードマップ」を利用した地域の宅地地盤に関する情報を確認する方法、マップの見方などを助言し、住民の防災意識の向上等を支援する。民間専門家による相談会・勉強会のイメージを図 8.1、図 8.2 に示す。



図 8.1 宅地防災に関する勉強会



図 8.2 宅地地盤等に関する相談会